

平和カレンダーの絵・メッセージを募集

市では毎年、平和への願いを込めて小学生のみなさんが描いた絵と、小学生と市民の方のメッセージを掲載した「平和カレンダー」を作成しています。みなさんのご応募をお待ちしています。

☎ 企画経営室の内線2115

【平和をテーマにした絵】

B4判(縦257mm×横364mm)の用紙に横長で、平和について自由に描いてください(文字は入れないこと)。
市内在住の小学生(グループでの作成も可)
9月8日(月)までに、市立小学校の児童は学校へ、その他の学校へ通う児童は直接または郵送(11面参照)で「企画経営室(市役所第二庁舎1階)」へ
応募者全員に完成した平和カレンダーを、入選者には記念品を差し上げます。

11月ごろに開催する「平和の絵展」で応募作品を展示します(応募多数の場合は入賞作のみの展示になります)。

【平和へのメッセージ】

8月15日(金)の戦没者追悼式並びに平和祈念式典、平和展などの会場に備え付けたアンケート用紙に、平和への思いを自由にお書きください(郵送も可)。
平和の絵を応募する児童は、絵と一緒に提出してください。
入選者には記念品を差し上げます。

黙とうにご協力を

防災無線により、下記の日程で恒久平和を祈る1分間の黙とうを行います。ご家庭や職場でのご協力をお願いします。

☎ 広島原爆の日=8月6日(水)午前8時15分、長崎原爆の日=8月9日(土)午前11時2分、終戦記念日=8月15日(金)正午
☎ 企画経営室の内線2115

戦後60年記念平和ビデオを貸し出します

『そして60年～三鷹のまちは戦場だった～』(約20分)

平成17年度に市の戦後60年記念事業の一環として作成した、平和ビデオを貸し出します。戦争の記憶を自分たちの住む「まち」の出来事として語り継ぎ、平和の尊さについて考えてみませんか。

☎ 企画経営室の内線2115へ

原子爆弾被爆者見舞金を支給します

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に定める被爆者健康手帳の交付を受けている方で、今年1月1日～8月15日に引き続き三鷹市に居住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録をされている方に、被爆者見舞金(12,000円)を支給します。

☎ 8月18日(月)～9月1日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日と正午～午後1時を除く)に地域福祉課(市役所2階22番窓口)へ

見舞金の支給対象になると思われる方に「戦没者追悼式並びに平和祈念式典のご案内」と申請書類をお送りしています。支給対象となる方で申請書類をお持ちでない方はご連絡ください。

☎ 同課の内線2615

平和展「豊田直巳写真展」戦争、もう一つの戦争

☎ 8月7日(木)～15日(金)午前9時～午後4時30分(土・日曜日を除く)
☎ 市役所1階市民ホール

パレスチナ、インドネシア、あるいはアフガニスタンの難民など、紛争の絶えない地に生きる子どもたちや、貧困下でエイズに苦しむアフリカの子どもたち…。物や情報があふれ、一見平和な私たちの暮らしとは対極の世界に生きる子どもたちの無言のささやきを、フォトジャーナリスト豊田直巳さんの写真が伝えます。



豊田直巳プロフィール

1956年、静岡県生まれ。日本ビジュアルジャーナリスト協会会員。2003年平和・共同ジャーナリスト基金賞奨励賞受賞。長年に渡り、中東や東欧などの紛争地を精力的に取材。



東京都シルバーパス 更新手続きのお知らせ

9月30日(火)までの有効の「東京都シルバーパス」をお持ちの方には、8月下旬～9月上旬に、東京バス協会から更新手続きのお知らせと更新申込書が郵送されます。引き続き発行を希望される方は、9月中に更新手続きをしてください。新しいパスの有効期間は、発行日から平成21年9月30日(火)までです。

更新費用

平成20年度の市民税が
非課税の方 = 1,000円
課税の方 = 20,510円
課税の方のうち、平成17年度市民税が非課税の方 = 1,000円(20年度経過措置)

更新必要書類

シルバーパス更新申込書
現在使用しているシルバーパス(紛失した方は小田急バス☎31-6191へ)
住所・氏名・生年月日が確認できる「本人確認書類(保険証または運転免許証など)」、
平成20年度の市民税が非課税の方は、そのことを確認できる書類(介護保険料納付通知書・介護保険料決定通知書・市民税非課税証明書・生活保護受給証明書)
20年度経過措置対象の方は、対象者であることの確認書(シルバーパス利用の有無を問わず、8月中旬に市から対象者に発送します)または、平成17年度が非課税であることを確認できる書類。

☎ 必要書類を持参し(代理の方でも可)指定の更新窓口へ
☎ 東京バス協会シルバーパス専用☎03-5308-6950・東京都福祉健康局在宅支援課臨時案内(9月30日(火)まで開設)☎03-5320-4177(いずれも土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)
新規に平成21年9月30日(火)まで有効のシルバーパスを希望される方は、10月1日(水)以降に小田急バスの営業所、案内所へ。

第1回 東京外かく環状道路中央ジャンクション 周辺地域に係る三鷹地区検討会を開催します

市民のみなさんから環境対策や地域課題についてさまざまなご意見をいただいた「東京外かく環状道路(外環)計画」について、国・都、市が共同で検討会を開催します。

無作為抽出により選出した約90人の市民の方と、地元町会・自治会や関係団体から推薦された約30人の方の参加により、平成19年4月に決定(変更)された都市計画の内容を前提に、外環が整備された場合の課題への対応について、具体的に検討していただき、今後の取り組みに活かしていきます。

傍聴者を募集

☎ 24人
☎ 8月13日(水) (必着)までに傍聴希望日・住所・氏名・電話番号を記入し、はがきまたはEメールで「まちづくり推進課まちづくり推進係」・☎ machidukuri@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)
☎ 同課の内線2862

議題

「外環への懸念について」、「交通・安全安心、環境についての懸念など」

☎ 8月23日(土)午後1時～5時、8月24日(日)午前10時～午後5時
☎ 法政大学中学高等学校(牟礼4-3-1)

生活安定応援事業スタート!!

～あなたの生活安定・正規雇用への意欲と可能性を応援します～

東京都から委託を受けた生活応援事業として、一定の所得以下の方の生活安定に向けて生活相談などを行う窓口を整備し、就職支援や資金の貸し付けを実施します。

開始時期 8月から
具体的な開始時期はお問い合わせください。

対象 次の要件をすべて満たす方
世帯の生計を主に担っている
単身世帯は課税所得が年額50万円以下、扶養者がある世帯は、生計中心者の課税所得が年額60万円以下
預貯金等資産の保有額が60万円以下
土地・建物を所有していない
都内在住1年以上
生活保護を受けていない
事業内容(事業)ごとに要件があります

就業チャレンジ支援事業
正社員への就職にチャレンジする意欲を持つ方に対して、就職をサポートします。なお、訓練受講中は受講奨励金を支給、訓練修了生を正社員として6か月以上雇用した企業へは助成をします。
東京都が指定する職業訓練・就職のための講座の紹介
生活安定に向けた技能取得などを支援します。
生活サポート特別貸付事業
職業訓練受講中の生活資金上限60万円、訓練後就職が内定した場合の就職等一時金(上限50万円を無利子で貸し付けます)。
チャレンジ支援貸付事業
学習塾・通信講座などの受講費用(中3以上上限15万円・高3以上上限20万円)、大学受験などの受験料(高3以上上限10万5000円)を無利子で貸し付けます。
☎ 三鷹市社会福祉協議会☎46-1108・東京都福祉健康局生活支援課☎03-5320-4072